

家庭を大切に

30数年前に「男女雇用機会均等法」が、その後「男女共同参画社会基本法」が施行され、間もなく20年を迎えます。二十一世紀の最重要課題と位置付けられ、地域社会でも諸々の取り組みがされてきていますが、現状はどうでしょうか？

当初は、男女の役割、女性の人権、性差などがかなり主要なテーマとして取り上げられていました。今日では、女性を取り巻く環境も変化してきているのではないのでしょうか。家庭における家事や育児をみても、ひと昔前では考えられないほど変化しています。一方、少子高齢化、介護など、ますます深刻さを増してきている問題もあります。

女性の社会進出、共働き家庭の増加など、ライフスタイルの変化により家庭や家族のあり方も変わってきています。女性の社会進出、社会参加も重要ですが生活のために働くことも当然あると思いますが、子どもたちの未来も大切な要素として忘れてはいけません。

男女共同参画社会を考えていく上で基盤となるのは、家庭や

家族ではないでしょうか。安心して、子育てや働きに出る仕組みづくりは、国や地域で進められていますが、私たちは、まず自分たちができることからしなければ。それぞれが置かれた環境の中で努力をし、親子や家族のつながりを強める取り組みが必要でしょう。

仕事から帰った親は、急いで食事の準備をする訳ですが、目の前に顔をそろえる子どもたちと、会話や勉強、テレビ鑑賞などを通してコミュニケーションを図り、忙しい中でも、子どもとの接点を多くしようと努力している姿も見られます。

男女共同参画社会実現のためには、未来を託す子ども抜きでは考えられません。この大切な子どもとその家族、家庭を第一に、個性と能力を十分発揮できるように明るい家庭を作り上げる努力をしたいものです。



土岐市男女共同参画懇話会委員
内山真由美さん

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

架空請求ハガキにご注意を!

「訴訟最終告知のお知らせ」と題する架空請求ハガキが郵送される事案が増えています。

過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「訴状が提出された」「差し押さえ」などの言葉を用い、不安をおおる手口です。記載の電話番号に連絡してしまうと、言葉巧みに誘導され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入させられる恐れがあります。不審なハガキが届いたら安易に相手に連絡せず、消費生活相談窓口にご相談ください。

また、悪質業者などに一度流出してしまった氏名・住所などの個人情報、基本的に消すことは困難です。個人情報削除をうたった業者にも、十分注意してください。

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月21日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

実際に届いたハガキ

消費生活相談窓口

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時(予約優先)

場所 まちづくり推進課(文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。